

メルマガ「運輸安全」第27号

□■□■□■□■□メルマガ「運輸安全」(H25. 4. 2. 第27号) □■□■□■□■□

~~~~ (目次) ~~~~~

## (トピックス)

### 1. 運輸安全に関する最近の動き

- 高速ツアーバス・貸切バス事業者への運輸安全マネジメント実施義務付け拡大  
～ 関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について～
- 平成25年度運輸安全マネジメントセミナーの開催について
- 「運輸安全マネジメントの現況について」の公表
- 『安全管理体制に係る「内部監査」の理解を深めるために』の改定について

### 2. 運輸安全マネジメント実施の効果について

### 3. 運輸安全取組事例の紹介

- 円滑な内部監査を実施するための環境整備の取組み  
(事業者名：JFE物流株式会社)
- 乗務員に対する1ヵ月教育サイクルの実施  
(事業者名：第一貨物株式会社)

~~~~~

1. 運輸安全に関する最近の動き

- 高速ツアーバス・貸切バス事業者への運輸安全マネジメント実施義務付け拡大
～ 関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について ～

平成24年4月29日に発生した関越道高速ツアーバス事故を受け、国土交通省では、有識者会議において対策の検討を進め、バス事業者の安全管理体制構築のための取組については、運輸安全監理官室が検討に参画してきました。

有識者会議の検討結果を踏まえ、今般、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」が策定されましたが、具体的取組のうち、運輸安全マネジメントに関するものは以下の通りです。

①新高速乗合バス

高速ツアーバスから移行する「新高速乗合バス」について、貸切バス事業者に対して運行の委託を行う場合に、委託者・受託者が一体となった安全管理体制を構築するため、運輸安全マネジメントの実施を義務付ける。

②貸切バス

全ての貸切バス事業者に運輸安全マネジメントの実施義務付けを拡大する。また、安全管理体制の構築のための支援事業の展開、参入時における安全性チェックの強化として役員への法令試験の厳格化を行う。

→「[高速・貸切バスの安全・安心回復プラン](#)」の詳細はこちら

○ 運輸安全マネジメントセミナーの開催について

国土交通省では、運輸安全マネジメント制度に関する知識の周知啓発を行うため、運輸事業者の安全担当者を対象として本省と地方局において「運輸安全マネジメントセミナー」を開催しているところです。平成25年度は各地方局で下記の予定で開催することを予定しております。

1. セミナー内容

①ガイドラインセミナー

「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン～輸送の安全性の更なる向上に向けて～」(以下、「ガイドライン」という。)について、安全管理体制全般の構築・改善を推進するための取組のねらいや取組方法を項目毎に参考例を示しながら具体的に解説します。

→【配布資料】

：[「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン～輸送の安全性の更なる向上に向けて～」](#)

②内部監査セミナー

ガイドラインの内、「内部監査」について、組織体制、内部監査員の選出、内部監査計画の立案、監査技法といった内部監査を実施するために必要な基礎を具体的に解説します。

→【配布資料】：[安全管理体制に係る「内部監査」の理解を深めるために](#)

③リスク管理セミナー

ガイドラインの内、「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」の項目について、事故の再発防止等に関する「リスク管理」に係る情報の収集、分類、分析方法から分析結果を活用する手法を具体的に解説します。

→【配布資料】

：[事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用の進め方 ～事故の再発防止・予防に向けて～ \(自動車モード編\)](#)

：[事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用の進め方 ～事故の再発防止・予防に向けて～ \(海運モード編\)](#)

2. 開催予定

中部運輸局	平成25年	5月
北海道運輸局	平成25年	6月

神戸運輸監理部	平成25年	6月
中国運輸局	平成25年	6月
東北運輸局	平成25年	7月
関東運輸局	平成25年	7月
九州運輸局	平成25年	9月
沖縄総合事務局	平成25年	10月
北陸信越運輸局	平成25年	11月
近畿運輸局	平成26年	1月
四国運輸局	平成26年	2月

なお、開催日等については、調整の上、開催予定月の内、連続した2日間で開催

※本省においては、少人数のセミナーを毎月開催しております。

[→セミナーの受付はこちらから](#)

○ 「運輸安全マネジメントの現況について」の公表

運輸安全マネジメント制度の現況について、平成23年10月から1年間の動きについてとりまとめ公表いたしました。

主な記載内容は以下の通りです。

- ・ 運輸安全マネジメント制度の概要と取組状況
- ・ 運輸安全マネジメント評価の実施状況
- ・ 運輸安全マネジメント評価を受けた事業者の皆様の声
- ・ 運輸の安全確保に関する政策ビジョン
- ・ 運輸安全マネジメント制度に係る専門家からの寄稿

[→「運輸安全マネジメントの現況について」のダウンロードはこちらから。](#)

○ 『安全管理体制に係る「内部監査」の理解を深めるために』の改訂について

『安全管理体制に係る「内部監査」の理解を深めるために』は、国土交通省が平成22年3月2日に公表した「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」5.(11)に記述されている「内部監査」に関する理解を深めていただくことを目的として作成したものです。

今回の改訂版では、内部監査の目的、内部監査要員の教育・訓練、内部監査要員の選定、内部監査要員の力量把握等について加筆し、内部監査の主旨及び内部監査要員に係る記述を充実させました。

[→改訂版のダウンロードはこちらから](#)

2. 運輸安全マネジメント実施の効果について

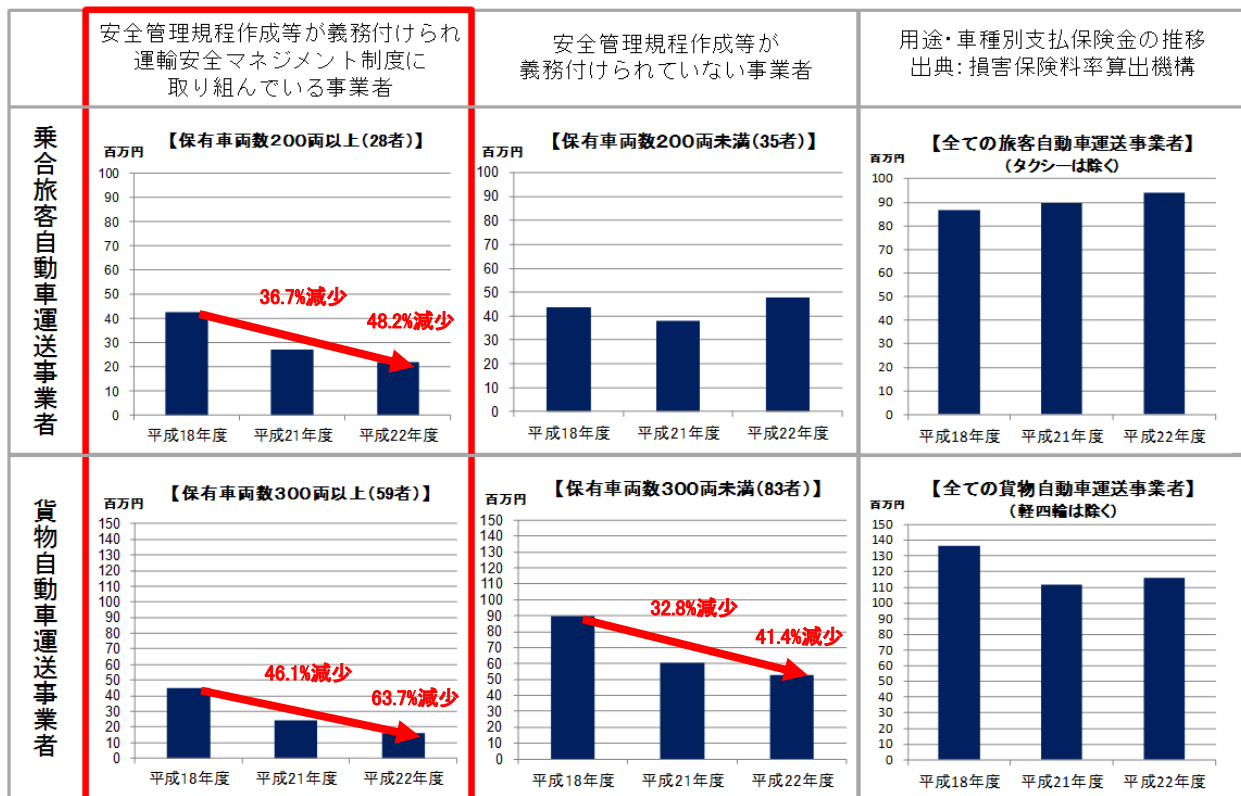
運輸安全マネジメント制度（平成18年10月より導入）について、安全管理規程作成等が義務付けられ、運輸安全マネジメント制度に取り組んでいる事業者（以下、「安全管理規程作成等義務付け事業者」と、安全管理規程作成等が義務付けられていない事業者において、安全性向上の度合いに違いが生じているかどうかを把握するため、保険会社及び損害保険料率算出機構の協力を得て、事故後に支払われた保険金（自賠責保険は除く）の調査を行いました。

この調査は、乗合旅客自動車運送事業者及び貨物自動車運送事業者のうち、運輸安全マネジメント制度が開始された平成18年度とその3年後の平成21年度及び4年後の平成22年度において、同じ保険会社と保険契約を締結している事業者の中から無作為にそれぞれ28～83者抽出し、当該年度における支払保険金を集計することにより行いました。また、安全管理規程作成等が義務付けられていない事業者は、義務付け対象となる保有車両数に近い事業者から抽出しました。

その結果、下の図の通り、乗合旅客・貨物ともに安全管理規程作成等義務付け事業者の支払保険金減少率が大きいことが確認され、特に、貨物自動車運送事業者については、平成22年度の支払保険金が平成18年度より6割以上減少していることが確認されました。

なお、比較のため、損害保険料率算出機構へ加入する損害保険会社と自動車保険を締結する全ての旅客自動車運送事業者及び全ての貨物自動車運送事業者の支払保険金（自賠責保険は除く）を掲載しました（損害保険料率算出機構のデータを元に作成）。

今後、さらに調査対象事業者数を増やし、本調査データの信頼性の向上につなげることであります。



※：上記は、保険契約（任意保険）台数1000台あたりに換算した支払保険金（対人傷害事故、対物事故及び車両事故）

3. 運輸安全取組事例の紹介

今回は、編集部がお話を伺った運輸安全取組事例を2件を掲載します。

○ 円滑な内部監査を実施するための環境整備の取組み

(事業者名：JFE物流株式会社)

安全管理体制が有効に機能しているかどうかの確認に重点を置いた視点の内部監査を実現するため、内部監査チームの自由な活動を行うための支援を行っています。

→ 詳細は <http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/List/data091.pdf>

○ 乗務員に対する1ヵ月教育サイクルの実施

(事業者名：第一貨物株式会社)

乗務員だけでなく乗務員を教育する運行管理者・補助者も含めた教育を実施するため、階層別に1ヵ月教育サイクルを事業所毎に実施。

→ 詳細は <http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/List/data092.pdf>